

生計困難者に対する介護保険料減額に係る要綱

(目的)

第1条 この要綱は、江戸川区介護保険条例（平成12年3月江戸川区条例第19号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定に基づく介護保険料（以下「保険料」という。）の減額に関し、当該減免を実施するに当たり必要な保険料の減額基準等を定めることを目的とする。

(資格要件)

第2条 条例第13条第2項に規定する区長が特に必要と認める者は、条例第4条第1項第2号に規定する保険料率第2段階及び同第3号に規定する保険料率第3段階の者のうち、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 世帯の年間収入が基準収入額（ひとり世帯の場合は、150万円とし、世帯構成員が1人増えるごとに50万円を加えた額とする。）以下であること。
- (2) 世帯の預貯金額が350万円以下であること。
- (3) 資産等を活用しても保険料の納付が困難なこと。
- (4) 住民税課税者に扶養されていないこと。
- (5) 江戸川区熟年者激励手当条例（昭和47年7月江戸川区条例第23号）に基づく手当の支給を受けていないこと。

(減額の申請等)

第3条 この要綱に基づいて保険料の減額を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護保険料減額申請書（第1号様式）に収入及び預貯金等申告書（第2号様式）を添付し、区長に対して申請しなければならない。

- 2 区長は、前項に基づく申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、減額の可否を決定し、介護保険料減免決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(減額後の保険料)

第4条 減額後の保険料の額は、条例第4条第1項第2号の者は、同第1号に、条例第4条第1項第3号の者は、同第2号に定める額とする。

(承認期間)

第5条 減額に係る承認期間は、申請日の属する月から当該年度末までとする。ただし、区長は、次の各号に該当する場合は、当該各号に定めた承認期間とすることができる。

- (1) 4月1日から7月末日までの期間に申請があった者については、当該年度の4月から当該年度末までとする。ただし、5月1日から7月末日までに資格取得のあった者については、資格取得日の属する月から当該年度末までとする。
- (2) 当該年度中に賦課更正があり、この要綱に定める資格要件に該当することとなった者から、介護保険料額変更通知書により賦課更正を通知した日の属する月に申請があったときは、当該年度の4月から当該年度末までとする。ただし、5月以降に資格取得のあった者については、資格取得日の属する月から当該年度末までとする。

(減額の取消し)

第6条 区長は、偽りの申請その他不正の行為により保険料の減額を受けたことが明らかになったとき又は減額を受けた後に保険料の滞納があった場合には、減額を取り消すことができるものとする。

- 2 前項の規定により減額の取消しを決定したときは、直ちにその旨を介護保険料減免取消通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するとともに、減額により免れた保険料を徴収するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、保険料の減額に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。
- 2 この要綱による保険料の減額は、平成18年4月以後の月分の保険料について適用し、同年3月以前の月分の保険料（平成18年4月以後に決定された同年3月以前の月分の保険料を含む。）については、なお従前の例による。